

実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

上記目標の概要	<p>申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となります。</p> <p>このため、課税・徴収事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行うことにより、統一性・適法性の確保を図るとともに、経済社会の高度化、複雑化や訴訟型社会の到来等にも適切に対応していきます。</p> <p>なお、納税者と調査担当者との間で見解の相違が存する事案などについては、納税者の主張や調査担当者の把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定と法令適用等を的確に行うなど、納税者の主張を正確に把握し、必要な証拠の十分な収集・保全及び事実関係に即した的確な事実認定を行った上で関係法令を適正に適用します。</p> <p>また、迅速な事務処理に努めるほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実1-1-1 : 関係法令の適正な適用と迅速な処理 実1-1-2 : 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等 実1-1-3 : 守秘義務の遵守 実1-1-4 : 職員研修の充実 実1-1-5 : ICT化・業務改革(BPR)の推進 実1-1-6 : 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着に向けた取組</p>
----------------	--

実績目標(小) 1-1 についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「実1-1-1」、「実1-1-4」、「実1-1-5」及び「実1-1-6」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-1-2」及び「実1-1-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>申告納税制度の下において、適正・公平な課税の実現を目指すため、税務行政を適正に執行する必要があります。</p> <p>国税総合管理(KSK)システム等の国税情報システムについては、世界最先端デジタル国家創造宣言及びデジタル・ガバメント推進方針等に基づき、運用コストの削減を図るとともに、利用者視点や業務改革(BPR)を踏まえた、より付加価値の高いものへと再構築するための取組を推進します。</p> <p>また、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の普及・定着は、税務行政の効率化に資することから、一層の普及・定着及び更なる利活用に向けて取組む必要があります。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税総合管理(KSK)システム <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、システムに係る運用支援などの業務処理委託費について、業務の見直しや一般競争入札を実施した結果、コスト削減を図ることができました。(反映額: ▲91百万円)(事業番号0006)

施策	実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実1-1-1-A-1：「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合						（単位：％）
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	98.6	98.6	98.5	98.6	98.1	
	<p>（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調 （注）「更正の請求」がなされた場合、税務署長は、提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。</p> <p>（目標値の設定の根拠） 納税者の権利救済手段である更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 更正の請求については、納税者の権利救済手段であることから早期処理に努めるよう会議・研修等の場を通じて指示を徹底し、職員に更正の請求の早期処理についての意識付けを図るなど、「3か月以内の処理」を目安として適正・迅速な処理に取り組み、413千件を処理しました。 その結果、3か月以内の処理件数割合は98.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 なお、3か月以内に処理できなかったものの多くは、添付（証拠）書類等に不備があり、その補正等の対処に時間を要したものであることから、今後も引き続き提出書類の周知等に取り組みます。</p>						
	[主要]実1-1-1-A-2：所得税還付金の6週間以内の処理件数割合						（単位：％）
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	96.0	96.9	96.7	95.9	95.2	
	<p>（出所）課税部個人課税課、徴収部管理運営課調</p> <p>（目標値の設定の根拠） 所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 所得税還付金の支払に当たっては、不正な還付を未然に防止するため、申告内容や添付書類のチェックを確実に実施するとともに、各種会議等を通じて事務処理手順の遵守と管理者による確実な監査の実施を徹底して正確性の確保を図りました。納税者に対しては、必要な添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、申告の手引や国税庁ホームページ等を活用して周知を図りました。これらの取組に加えて、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携・協調を確保することにより、的確かつ迅速な還付金の支払に努めました。 こうした取組の結果、6週間以内の処理件数割合は95.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						

[主要]実1-1-1-A-3：納税証明書の15分以内の発行割合							(単位：%)
会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
目標値	90	90	90	90	90	○	
実績値	93.2	92.6	92.1	92.3	92.5		
<p>(出所) 徴収部管理運営課調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 納税証明書の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その15分以内の発行割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成28会計年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 納税証明書の発行に当たっては、正確性を確保した上で迅速な処理に努めた結果、15分以内の発行割合は92.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 なお、15分を超えたものの多くは、申告書提出の有無や納付の確認を行う必要があったもの、複数の種類の納税証明書の請求を同時に受けたことなどを理由とするものであり、いずれも正確性を確保するために処理時間を要したものです。</p>							
施策についての評定		s 目標達成					
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実1-1-1に係る参考情報

参考指標 1：「更正の請求」の処理件数 (単位：千件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処理件数	312	367	378	400	413

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

参考指標 2：所得税還付申告書提出件数 (単位：千件)

年分	平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
提出件数	12,403	12,487	12,465	12,580	12,830

(出所) 課税部個人課税課調

○酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

酒類の製造及び販売業免許の処理は、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配慮した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。

また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場については、的確かつ効率的な実態把握及び管理に努めるとともに、その期間が長期にわたる場合には、免許制度の趣旨を踏まえ、免許の取消処分を行うなど厳正かつ適切な処理に努めました。

参考指標 3：酒類の製造及び販売業免許場数の推移 (単位：場)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
酒類製造免許場数		3,089	3,096	3,150	3,184	3,333
酒類販売業 免許場数	卸売業	内10,092 11,490	内10,123 11,529	内10,203 11,652	内10,306 11,808	内10,460 12,026
	小売業	175,356	175,165	174,261	173,890	172,260

(出所) 「国税庁統計年報書」(長官官房企画課調)

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものは、1場として集計しています。

(注3) 「酒類卸売業免許場数」の内書は、卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 「酒類小売業免許場数」は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成28年度以降は、課税部酒税課調。

参考指標 4：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等 (単位：件、%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
付与件数	(100.0) 31,500	(100.0) 32,195	(100.0) 32,352	(100.0) 32,890	(100.0) 32,899
特区法に 基づくもの	17	19	21	21	19

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 「付与件数」の()書きは、酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内(免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内)に処理した割合を示します。

(注2) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法(総合特別区域法によるみなし適用を含む。)に基づく酒類製造免許付与件数を示します。

○地価動向を的確に反映した路線価等の評定

平成30年分の路線価等の評定に当たっては、地価動向を確実に把握し、それを路線価等に反映させるため、次の事務に取り組みました。路線価等は7月2日に国税庁ホームページで公開しました。

- ①標準地の適正な配置
- ②地価情報や地価に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集
- ③固定資産税評価に係る情報の的確な収集
- ④地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏査の実施
- ⑤精通者等との情報交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集

参考指標 5：国税庁ホームページ「路線価図」へのアクセス件数 (単位：千件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス 件数	9,746	10,062	9,477	12,025	14,501

(出所) 課税部資産評価企画官調

施策	実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等			
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応			
	目標	情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。	達成度	
		（目標の設定の根拠） 情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから目標として設定しています。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 開示請求及び審査請求に対し、法令において定められた期限内で迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、開示請求等に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めたことから、達成度は「○」としました。		○
	[主要]実1-1-2-B-2：行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応			
	目標	行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理します。 また、開示請求等に対して適切に対応します。		達成度
（目標の設定の根拠） 行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理すること及び行政機関個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法が目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから目標として設定しています。				
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 個人情報の不適正事案の発生を防止するため、全職員を対象とする個人情報の保護に関する研修や各種会議等を通じて、個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底するなどして職員の意識向上を図るとともに、個人情報の不適切な取扱事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求等に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、個人情報の取扱いについては、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や各種会議等を通じて、個人情報を適切に取り扱うための留意事項について周知徹底するとともに、情報管理体制等に関する点検を実施するなどして職員の意識の向上を図りました。 また、個人情報の不適切な取扱事案に関する原因究明と再発防止策を講じました。 さらに、開示請求等に対しては、迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 しかしながら、個人情報の厳正な管理が求められる中であって、所定の場所に文書が保存されておらず所在不明となっている事案や同姓同名		△	

	の別人宅に書類を送付した事案など、個人情報の不適切な取扱事案が発生 ^(※) したことから達成度は「△」としました。 ※ 平成29年度における個人情報の不適正管理事案(郵便局による配送事故を除く)は、82件(暫定値)です。
施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標1-1-2-B-1の達成度は「○」であったものの、測定指標1-1-2-B-2の達成度を「△」としたことから、「a 相当程度進展あり」としました。

実1-1-2に係る参考情報

参考指標 1：情報公開法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開示請求件数	3,612	3,636	3,790	3,748	3,901
開示決定等件数	3,592	3,592	3,840	3,657	3,628
全部開示	557	503	569	523	479
部分開示	2,906	2,973	3,100	2,975	2,990
不開示	129	116	171	159	159

(出所) 長官官房総務課調(29年度は総務省報告前の暫定値)

参考指標 2：行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開示請求件数	63,109	59,106	56,914	58,464	56,540
開示決定等件数	62,836	58,631	55,978	58,489	56,683
全部開示	10,019	9,929	9,962	10,374	15,037
部分開示	52,039	47,966	45,387	47,536	41,173
不開示	778	736	629	579	473

(出所) 長官官房総務課調(29年度は総務省報告前の暫定値)

[前掲：実(大)1]

参考指標 8：非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり) (単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施回数	3.8	3.8	3.8	3.8	4.6

(出所) 長官官房首席国税庁監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実1-1-3：守秘義務の遵守		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底		
	目標	<p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税務調査への協力の確保等、税務行政を円滑に執行するためには、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員に対する周知徹底を行い、意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行うことにより、職員への周知徹底に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>上記実績のとおり、税務行政に対する納税者の理解と信頼が得られるよう、守秘義務遵守についての周知徹底に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	a 相当程度進展あり		
評価の理由	<p>守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から非行の予防講話を実施したほか、会議や研修等を通じて、機会あるごとに職員への周知を図ったことから、測定指標の達成度は「○」と判定しました。</p> <p>一方で、職員が職務上知り得た情報を漏えいした事例があったことから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

[前掲：実（大）1]

参考指標 8：非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり） (単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施回数	3.8	3.8	3.8	3.8	4.6

(出所) 長官官房首席国税庁監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実1-1-4：職員研修の充実		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見等の把握		
	目標	<p>職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等の見直しを行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなどの見直しを的確に行うことが職員研修の充実を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや講義方法の改善を行うなど、職員研修の充実を図りました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>経済取引の国際化やICT化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、納税者の信頼と期待に応えるためには、職員が高度な専門的知識を習得するなど職務遂行能力の向上を図る必要があります。このため、職務遂行に必要な専門的知識や技能を付与することで、職員の能力・資質の一層の向上を図るほか、職場の研修ニーズに加えて、研修ごとのアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえ、研修実施状況の評価・検証を行い、翌年度の研修内容等に反映させる等の見直しを行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-1-4に係る参考情報

参考指標 1：税務大学校における研修の実施状況 (単位：コース、人、日)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
コース数	86	78	64	65	68
受講者数	9,189	9,020	9,942	9,691	9,983
延べ日数	326,150	359,971	443,925	452,386	515,571

(出所) 税務大学校調

(注) 各年度の受講者数及び延べ日数は、新規採用職員数の変動等に伴い変動しています。

参考指標 2：国際化・高度情報化関連研修の実施状況

(単位：コース、人)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国際化 関連研修	研修コース数	100	101	99	98	99
	研修受講者数	2,711	1,967	2,186	1,858	2,036
高度情報化 関連研修	研修コース数	75	55	69	65	59
	研修受講者数	1,378	1,306	1,315	1,350	1,344

(出所) 長官官房人事課調

施策	実1-1-5：ICT化・業務改革（BPR）の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-5-B-1：ICT化・業務改革（BPR）の推進		
	目標	<p>世界最先端デジタル国家創造宣言等を踏まえて、システム改革及び業務改革（BPR）に取り組むなど、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取り組みを推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>世界最先端デジタル国家創造宣言等を踏まえた取組を実施することにより、国税関係システムの安定性・信頼性の確保や運用等経費の削減及び国民負担の軽減や事務処理の高度化・効率化が図られるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>システム改革及び業務改革（BPR）に取り組むことで、納税者負担の軽減や利便性向上、事務処理の高度化・効率化を図る取組を実施しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>法人税等の申告手続において、イメージデータで送信した紙原本を保存不要とすることやダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録を可能としました。</p> <p>また、徴収システムと資料情報システム等との連携により資料情報を有効に活用した滞納整理を可能としました。</p> <p>さらに、平成31年4月以降順次、データ形式の柔軟化や提出方法の拡充などにより、法人税等の申告手続の電子化を促進することとしています。</p> <p>このように、納税者負担の軽減や利便性向上、事務処理の高度化・効率化を図る取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

施策	実1-1-6：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-6-B-1：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組		
	目標	<p>社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向け、効果的な周知・広報や番号の更なる利活用に向けた取組を進めます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 社会保障・税番号（マイナンバー）制度において、国税庁は、法人番号の付番機関であるとともに番号の利活用機関であることから、制度の定着に向け、国税庁ホームページ等を活用した効果的な周知・広報を行うとともに、番号の更なる利活用に向けた取組を進めることが重要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等においてマイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、関係民間団体等に対して説明会等を開催するなど、マイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p> <p>また、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上や、マイナポータルを活用した納税者利便の向上を図るための所要のシステム整備を行うなど、番号の更なる利活用に向けた取組を進めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 国税庁ホームページの特設ページ等を随時更新し、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、関係民間団体及び業界団体向けや納税者等向けの各種説明会を開催するなど、様々な機会を通じてマイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p> <p>また、法人番号の付番機関として、法人番号の指定等の業務を的確に実施するとともに、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上を図るため、法人名のフリガナ情報の公表・データ提供を可能とするための所要のシステム整備を行いました。</p> <p>さらに、番号の利活用機関として、納税者利便を向上させるために、e-Taxのメッセージボックスに格納している情報をマイナポータルからも閲覧可能とするための所要のシステム整備を行っているところです。</p> <p>このように、マイナンバー制度の定着に向け、効果的な周知・広報や番号の更なる利活用に向けた取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-1-6に係る参考情報

参考指標：国税庁ホームページ「社会保障・税番号（マイナンバー）制度特設ページ」へのアクセス件数
（単位：千件）

事務年度	平成29年度
アクセス件数	2,657

（出所）長官官房企画課調

評価結果の反映

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

（実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理）

所得税還付申告書の処理等に当たっては、正確性の確保を図るとともに、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携等を図ることにより、効率的かつ迅速な事務処理に努めます。

（実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等）

情報公開法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書及び個人情報を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。

また、行政機関個人情報保護法や番号法の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

特に、マイナンバーを含む個人情報については、より一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や管理状況の点検等を通じて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底して意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理します。

（実1-1-3：守秘義務の遵守）

税務行政の執行に当たっては、納税者の理解と信頼が不可欠であるとの認識の下、引き続き、職員に対し、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて、機会あるごとに守秘義務の遵守について周知徹底を図ります。

（実1-1-4：職員研修の充実）

職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等も踏まえながら、常に研修内容等の見直しを行い、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた職員研修となるよう取り組みます。

（実1-1-5：ICT化・業務改革（BPR）の推進）

ICT化・業務改革（BPR）を推進するため、デジタル・ガバメント推進方針等へのとおりシステム改革及び利用者負担の軽減や行政運営の効率化・高度化に向けた見直しを行います。

（実1-1-6：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページ等を活用した効果的な周知・広報や番号の更なる利活用に向けた取組を進めます。

財務省政策評価懇談会における意見

○ 国税庁の保有する納税等に係るデータについて守秘義務に配慮した上で、匿名化するなど整備していただき、様々な政策に活用できるようにしていただきたい。

実績目標に係る 予算額等	区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	38,748,064	40,088,128	40,439,519	41,875,987
		補正予算	△357,618	△120,925	△96,687	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	38,390,446	39,967,203	N. A.	
執行額(千円)		36,297,952	38,491,307	N. A.		

(注) 平成29年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

国税総合管理（K S K）システム及び法人番号システム等の整備費並びに税務大学校に必要な経費

実績目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定） ○ 「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）
----------------------------------	---

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	国税庁レポート2018（国税庁）
-----------------------------------	------------------

前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>(実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理) 所得税還付申告書等の処理に当たっては、効率的かつ的確な事務処理に努めました。</p> <p>(実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等) 開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 また、個人情報の適切な取扱いについては、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知し、職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理しました。</p> <p>(実1-1-3：守秘義務の遵守) 守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から職員に対する講話を実施したほか、会議で周知するとともに、職員研修の実施など、機会あるごとに、その周知・徹底に取り組みました。</p> <p>(実1-1-4：職員研修の充実) 職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等を踏まえ、定期的な評価・検証を実施し、税務行政を取り巻く環境の変化に応じたものとなるよう取り組みました。</p> <p>(実1-1-5：ICT化・業務改革（BPR）の推進) 国税関係システムの安定性・信頼性の確保や運用等経費の削減のためのシステム改革及び事務処理の高度化・効率化に取り組むなど、より付加価値の高いシステムへと再構築するため戦略的に取り組みました。</p>
------------------------------	---

	<p>(実1-1-6 : 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着に向けた取組) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着に向け、国税庁ホームページによる情報提供や関係民間団体等に対して説明会等を開催するなど、マイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房(総務課、人事課、企画課、参事官、首席国税庁監察官)、課税部(課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、税務大学校</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>平成30年10月</p>